

浪江町原発ADR集団申立事件の 経過報告と今後について

平成30年5月
浪江町支援弁護団

1. 原発ADR打ち切り

□ 平成30年4月5日

□ 打ち切る理由

「仲介委員より和解案を提案しましたが...
被申立人(東電)より当該和解案について
受諾できない旨の連絡があったことなどから、
これ以上和解仲介手続を継続することは
困難であると判断しました」

2. 集団申立の経過①

- 申立日 平成25年5月29日
- 申立人 約1万5700人・約6700世帯
(2万1436人・1万0109世帯)
- 手続 口頭審理2回、現地調査1回
進行協議6回 (約10か月)
- 和解案 平成26年3月20日

2. 集団申立の経過②

- 申立人 平成26年5月26日受諾表明
 - 東電 平成26年6月25日拒否回答
 - 手続 進行協議19回（約4年）
 - 和解案 和解案提示理由書・補充書・補足
和解勧告・和解案受諾勧告書
総括委員会が所見・助言
 - 終了 平成30年4月5日打ち切り
-

3. 原発ADRの機能不全

- 原子力損害の賠償に関する紛争を迅速かつ適正に解決するための制度
- 「原賠法が予定する和解仲介手続を含む原子力損害に対する賠償システム自体の信頼性を大きく揺るがすおそれがある極めて憂慮すべき事態」
(原紛センター総括委員会)
- 「センターの紛争解決機能自体が阻害され、多くの原発被害者救済に支障を生じる」(仲介委員)

4. 今後の選択肢

□ 訴訟(裁判)

原告団・弁護団: 22

地裁・支部: 20 (福島地裁、郡山支部、いわき支部ほか)

集団訴訟: 25

判決: 7 (2017年3件、2018年4件)

□ 個別ADR

5. 集団訴訟の類型

□ 請求内容

- 避難慰謝料の増額
- ふるさと喪失慰謝料
- 原状回復(生業訴訟、津島訴訟...)
- 被ばく慰謝料(津島訴訟...)

□ 原告

- 避難指示等対象区域
- 自主的避難等対象区域ほか

6. 集団申立の目的

- ① 慰謝料「月額10万円」からの増額を
求めること
- ② 被害の実態を明らかにし、社会に訴
えていくこと
- ③ 町民が一丸となって行動を起こし、
価値ある先例を作ること

7. 浪江町民集団訴訟①

□ 意義

- 浪江町民の一律解決につなげる
- 浪江町民の被害を慰謝料に反映させる
- 東電の不合理な拒否を許さない

□ 特殊性

- 全町避難、被害の大きさ
 - 避難時の被ばく(不安)
 - 原発ADR和解案による慰謝料増額
-

7. 浪江町民集団訴訟②

□ 請求内容

- 避難慰謝料の増額
- コミュニティ喪失変容慰謝料
- 被ばく不安慰謝料 など

□ 費用

原則として、実費は負担いただく。

実費：印紙代、交通費、印刷費、通信費など。

7. 浪江町民集団訴訟③

□ 訴訟説明会

平成30年6月～7月実施予定

町民の意向調査により日時・場所決定

内容 ○浪江町民集団訴訟の詳細

○意見交換

□ 意向調査票・アンケート